

第 7 6 4 回教育委員会会議録

平成 2 7 年 7 月 2 1 日、御殿場市教育委員会 7 月定例会を御殿場市役所第 5 会議室に招集する。

1. 出席した委員

1 番委員 小 見 山 司 朗	2 番委員 勝 又 英 和
3 番委員 勝 又 將 雄	4 番委員 福 島 東
5 番委員 岩 瀬 こずえ	

2. 番外に出席した者

教育部長	教育総務課長
学校教育課長	社会教育課長
学校給食課長	学校教育課課長補佐
学校教育課副主任	
子ども育成課長	子ども育成課課長補佐

教育委員会事務局職員 教育総務課副参事
教育総務課主任

教育委員長	本日は、全員の出席をいただいておりますので委員会は成立いたします。
教育委員長	ただ今から、御殿場市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。
開 会 午後 1 時 3 0 分	
教育委員長	本日の委員会は、事前にお手元に配布しております資料により進行いたしますのでご了承願います。
教育委員長	初めに、会議録署名人の指名を行います。 委員長の指名により決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。 4 番福島東委員と 5 番岩瀬こずえ委員にお願いいたします。 次に会期であります、本日 1 日間といたします。 なお、定例会終了後、委員会協議会並びに市長との意見交換会の開催を予定しておりますので、よろしく願います。 初めに当局から一言願います。
教育部長	お盆前のお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。 今日はいくつか件目がありますけれども、1 4 時 4 5 分から市長との意見交換会が入っております。 出来ましたらご協力を得まして、1 4 時 3 0 分を目安にお願いし

	<p>たいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
教育委員長	<p>そのようでございますので、ご協力をよろしくお願い致します。</p>
教育委員長	<p>最初に、御教議第42号「御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願い致します。</p>
子ども育成課長	<p>ただいま議題となりました御教議第42号につきまして内容説明をいたします。議案書の2ページをお願い致します。最初に議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>内容の説明をさせていただきます。本案につきましては、今年度、森之腰幼稚園園舎の増改築に併せて、来年の4月1日から定員を改正するものでございます。</p> <p>議案書の4ページ・5ページの新旧対照表をお開き下さい。改正につきましては、表の一番下の欄、森之腰幼稚園の定員を165人から190人に改正するものであります。この増加分につきましては、3歳児の定員を25人から50人に、25人増加するものです。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願い致します。</p>
教育委員長	<p>ただ今御教議第42号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>私の方から1つだけ質問したいのですが、元の定員が1,350人、25人増えて1,375人となる訳ですが、待機児童はおりますでしょうか？</p>
子ども育成課長	<p>幼稚園につきましては、ご希望の方につきましては、皆さん入園されている状態でございます。</p>
教育委員長	<p>委員の方々、質問はございますでしょうか。</p>
教育委員	<p>4月1日からの施行ということですが、事前の募集の時に、この定員での募集が出来ないということになるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。</p>
子ども育成課長	<p>9月から来年4月1日の幼稚園入園希望の方の、募集をかけさせていただきます。今日、ここでご審議頂きまして承認頂きました暁には、然るべき手続きを踏みまして、改正後の人数で募集をかける予定でございます。</p>
教育委員長	<p>25人増の人数で募集できるということですね。</p>
子ども育成課長	<p>そのようにさせていただきます。</p>
教育委員長	<p>他に質疑はございますか。質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>

(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第42号「御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第43号「平成28～平成31年度使用の中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。説明をお願い致します。</p>
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました御教議第43号につきまして内容説明をいたします。最初に議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>最初に、事前にお配りしました教科書制度の概要という資料の9ページをお開きください。教科用図書採択機構についてこれまでの経緯も含めて説明いたします。</p> <p>まずはじめは、①②③の関係についてです。</p> <p>県教育委員会は、採択の対象となる教科書について、調査・研究し、採択権者である市町教育委員会に指導・助言するため、「教科用図書選定審議会」を設置します。その審議会の中で、校長や教員等で構成される「教科用図書専門調査員会」へ調査依頼をし、結果報告をさせます。これが①になります。</p> <p>この専門調査員会での調査・研究をもとに、「教科用図書選定審議会」が県教育委員会へ答申します。これが②です。県教育委員会は選定資料として基本方針等研究報告書を市町教育委員会に送付することにより助言を行います。これが③です。</p> <p>続いて、④⑤⑥⑦の関係について説明いたします。</p> <p>教科書の採択権者は、市町教育委員会です。静岡県の場合、全ての市町が共同採択をとっているため、各地区の教科用図書採択連絡協議会が調査研究を実施いたします。そのための資料として、市町教育委員会が県教育委員会からの選定資料を採択連絡協議会へ提供します。これが④になります。</p> <p>採択連絡協議会は、教育長、校長代表、保護者代表で構成されており、今年度は、5月18日月曜日に第1回会議を開催し、採択案を作成するために、教科ごと校長や教員等から構成される教科書研究委員会に研究依頼をしました。これが⑤です。</p> <p>教科書研究委員会においては、6月中に4日間の調査・研究を行いました。その際、3市3町の中学校から寄せられた教科書調査研究報告も参考にしながら専門的研究を加え、採択案を採択連絡協議会に報告しました。この報告を受け、7月7日の第2回採択連絡協議会では、後ろに置いてあります、各教科書センターに寄せられた市民、町民か</p>

	<p>らの意見も参考にして各教科1社を決定する採択案を作成しました。これが、⑥⑦にあたります。</p> <p>続いて⑧⑨⑩の関係について説明いたします。</p> <p>採択連絡協議会は、作成した採択案を採択権者である市町教育委員会に、本採択案でよいかどうかを伺う建議をします。これが⑧です。</p> <p>この建議を受け、市町教育委員会は、それぞれの教育委員会の中で採択案でよいかどうかの検討を行います。本日の会議がこれにあたります。採択案に同意する場合には、お手元にある同意書を採択連絡協議会に報告します。これが⑨⑩です。</p> <p>採択が決定した後、採択結果通知を該当市町の中学校に通知するとともに、県教育委員会に採択結果を報告します。これが⑪⑫です。</p> <p>それでは、次に、採択連絡協議会から建議を受けました中学校教科用図書採択案につきまして、各教科の順を追って説明いたします。</p> <p>(採択案説明)</p> <p>それでは、後方に採択された教科書及びその他の教科書が並べてあります。お手に取ってご覧いただき、何かご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
教育委員長	<p>ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員	<p>ただ今ご説明を頂きましたが、採択連絡協議会から採択案という形で建議の方がなされ、それから採択決議をするという形になっておりますが、当然、専門家の方が協議をして頂きまして、私としては専門の方に選んで頂いたものですので、当然、同意はしていくつもりではありますが今のご説明だけでは明確に分からない訳です。</p> <p>ですから、どういう風な理由でその教科書を選定したかという資料がもしあれば、頂きたいのですが。やはり、そういう資料が無ければ、これこれこういう事によって採択しましたよということでそれを見て専門の方が選んで頂いたのですから同意いたしますという形をとりたいのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>今回は、採択候補に挙がっている教科書を前面に並べてある訳ですが、一番後ろに採択理由の根拠になった資料を置いてありますので後程ご覧頂ければと思います。</p>
教育委員	<p>教科書の採択ということですがけれども、国の検定を受けていて合格した教科書の中から選ぶということですよ。今回、審査の中に挙がった教科書というのは、国の検定教科書全てなのでしょうか。</p> <p>例えば、社会も何社もありますよね、理科も何社もあると思いますがその全てを審査するというのでしょうか。</p>

学校教育課長	基本的に国の検定を受けた教科書については全て目を通していて、そこから選択をして採択をしていくということです。
教育委員	具体的には、何社を審査して何社を採択するというのは分かりますか。
学校教育課長	教科によって、非常に多い教科書会社等あれば、例えば音楽ですとか美術など非常に少ない教科もある、社会等は歴史的な分野等非常に多い訳ですが、やはり教科によって教科書の冊数も異なってきます。
教育委員	県の教育委員会でも、国の検定教科書を審査して、静岡県の中ではこの中で市町はやりなさいよということであれば話は別ですが、国の検定を受けた教科書を全て審査しなければ、それを選んでやるということであれば前段階で審査している訳ですから、これをやっても無意味ではないかと思うのですが、そういう意味で聞いたのですが。
学校教育課長	採択権は最終的に市町教育委員会になるものですから本日提案させて頂いた訳ですが、時間が無い中なのですが、今、後ろに置いてある教科書が検定を通った教科書の見本になっています。前に置いてある物が、採択案で候補に挙がっている教科書になります。
教育委員	それは良いのですが、国が検定をして通った教科書を全部選んでいるのかどうか、それだけなのですが。ただ、選んでないのであれば選んでないで、なぜ選ばなかったのかという議題になるかと、その前に選定があるのかどうかと、細かい事を言うようですが。 あともう一つなのですが、地区教科書研究委員会に依頼をしてその結果報告書を地区教科用図書採択連絡協議会に出してもらっているようですが、その研究結果の報告通り採択案となっているのか、連絡協議会の方で結果報告を見て何回か変えているのでしょうか。
学校教育課長	変えておりません。
教育委員	何の基準をもって連絡協議会が審査しているのか、その委員会の中でどんなことを研究しているのか。今、非常にシビアな問題があるので、結果的に恣意的に教科書会社を選ぶという訳では無いと思うが、基準をきちんと作っておいた方が良いのではないかという、そういう意味での質問です。 内容的にとやかくいうつもりは無いのですが、そういった基準があるのであれば、きちんと教育委員会にも出してこういう形で決めたよという、先程のような理由づけでは無くてきちんとやった方が良いのではと、そういう意味での質問です。

教育長

今、委員のおっしゃる通りで、一番根本的な所を少し押さえておかなければと思う訳ですが、戦前は国定教科書でしたので、国定教科書というのはこれを読めという言い方で、いわゆる教科書というのは教育の道具だった訳です。今は、検定教科書と言って話題になっているのは、学習指導要領というのがありまして国で決められた基準に沿ったものを教科書会社として作って、それを文科省が評価しているのです。どの教科書も全て検定を通過しているからには、どれを採択しようと勝手な訳です。

基本的には検定教科書というのは、何社であろうとその中から1つ選ぶということになっているのですが、ただ、今使っている教科書というのは、先程は教育の道具と言いましたが、主が今度は代わりまして子ども達が学習するための参考書という位置づけに代わっているのです。

要するに、戦前は教育の道具であったけれども、今は学習の主たる参考書というのが教科書の位置づけなんですね。となると言うと、本来は選択の自由で、砕けた言い方をすると教えている先生が小学校・中学校一人一人の先生方が教えている訳ですから、その先生が採択すれば何も問題無いというのがこれがヨーロッパで通用している方式です。日本ではそれを採れないのはなぜかという、一つは途中から無償給与というものが入ってきて、無償給与が入るとなると各校独自で行われてしまうと二進も三進も行かなくなってしまうので、手続きが煩雑になる上、子どもが引越した場合あるいは先生方が異動になったりすることによって、二進も三進も行かなくなるので、一応、採択の区域をここで言うと駿東地区と沼津を入れた区域を設けて、ある程度は広域の採択を認めますという形で今、流れている訳です。

教科書は、本来はどの教科書を使っても良いのですが、社会科で言うと8社も9社もたくさんある教科書の中からなぜこの教科書を使いますかという、教科書というのは自主編成なものですから、並べる順番であるとか資料が違うんですね。要するに学習としては同じことを教えなければならないのですが、その教え方にどのような資料を使っても良いことになっているので、そうするとその資料というのが地域に密着している資料を自分達が使いたいというのがあるので、殊に社会科で言うと、この駿東地区であると沼津であるとか静岡県が入っているような教科書の方が使いやすいと。

例えば関西の方で出している出版社があるのですが、関西の出版社はその地域の物をやはり使っているのです。関西の人はその教科書を使いやすいということもあって、8社も9社もあるのだけ

	<p>ども、採択はその教科書が今の子ども達にどういう風にして提供するかという視点で選んでいるもので、先程、委員が言われたような、選ぶ基準は何ですかと言われてれば子どもにとって主たる参考書としてどれが良いかという視点が入ってくるので、資料がどういう資料を使っているのかという、中身は同じでも使っている資料が違うという所が教科書が何社も出ているという必要性です。</p> <p>これが、1社で、1つで済むということであれば国定教科書で済む訳で、何社も出ているというのは地域に密着した発想なもので、教科書が何種類も出ているというそういう発想です。</p> <p>経緯だけいうとそんな経緯があって、採択については後ろ側にあるものですとか意見書もあったりするので、それを見て頂いてなぜこれが選ばれたのかというそんな風な視点をもって見て頂ければ良いのかなという気がします。</p> <p>補足でした。以上です。</p>
教育委員長	<p>この採択の問題は、以前、問題になったことがありましたけれども、御殿場の場合は今、教育長が説明されたような形ですけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>他に質疑はございますか。</p>
教育委員	<p>8ページを見ると、採択地区は11となっていますが、御殿場市と小山町は同じ教科書を使っているということでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>先程教育長の言われました通り、駿東と沼津は同じ教科書を使っております。</p> <p>静岡県は、広域の地区としてこの11地区に分かれていますよという趣旨であります。</p>
教育委員長	<p>他に質問はございますか。それでは大体疑問点は解消されたようでございますので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第43号「平成28～31年度使用の中学校教科用図書採択について」は原案通り承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第44号「平成27年度御殿場市教育委員会自己点検・評価について」を議題といたします。説明をお願い致します。</p>
教育総務課長	<p>それでは、議案を朗読させていただきます。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>別冊の資料の方をご用意いただきたいと思います。一枚めくって頂きますと、「はじめに」というものがあります。</p> <p>教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が</p>

平成19年度に改正されたことに伴いまして、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び報告書をまとめ、議会に提出するとともに内容を公表しています。

本報告書を作成するに当たりまして、下段の枠内にあります法律に基づきまして、7月7日に御殿場市教育委員会管理及び執行状況に関する懇話会を開催し、学識経験を有する方3名からご意見を頂いた上で本報告書を作成してございます。

2ページをお願いいたします。2ページから12ページまで、こちらにつきましては点検・評価の方法及び御殿場市教育委員会の自己点検・評価シートとなり、内容につきましては6月の定例教育委員会協議会で確認させて頂いた通りでございますので、説明は省略させていただきます。

13ページをお開き下さい。ここから15ページまでが懇話会委員の方々からの意見をまとめたものになります。

学校教育課関係では、教育指導センターに関する要望がありました。平成26年度からスタートした事業であるため、現在は指導の対象を若手に絞っておりますが、学校全体の指導力アップにつながるという意味では、中堅教諭に対しての指導にあたって欲しいというご意見がありました。

14ページをお願い致します。次に社会教育課関係であります。放課後子ども教室の事業内容に対する質問や、近隣市に比べて整備の遅れている郷土資料館の早期実現に対する要望が出されました。

また、図書館ブックスタートの積極的な取り組みに対して、学校図書館の利用の低さから工夫が必要であるとの意見が出されています。

次に学校給食課関係では地場産品の利用率であるとかごみ減量化対策の現状に対する質問がありました。

15ページをお願い致します。総合評価ということで、大項目1の教育委員会の活動の達成度については、10項目中A評価が4項目、B評価が5項目、D評価が1項目ということで、今後の方向性としては全項目で継続となりました。教育委員会の活動をより知ってもらうためにも、教育委員会の制度及び開催を周知する方法をさらに検討する必要があるということとなっております。

大項目3の教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務については、御殿場市教育施策の20の施策を評価の対象とした結果、A評価が4、B評価が16、全項目で継続となりました。B評価の施策については改善の余地があるため、A評価の施策も含めて評価結果に基づき事業の見直しを行い、目標の達成を図って

	<p>いきたいとしております。</p> <p>なお、本報告書はこの後、直近の市議会福祉文教委員会で報告をさせて頂いた後、市のホームページで公開する予定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
教育委員長	<p>ただいま御教議第44号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>質疑も無いようですので、本案を原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第44号「平成27年度御殿場市教育委員会自己点検・評価について」は原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第45号「平成27年度特別支援教育就学奨励費について」を議題といたします。本案については秘密会と致しますので、関係者以外は退席をお願い致します。</p>
(秘密会)	
教育委員長	<p>それでは説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました、御教議第45号につきまして、内容説明をいたします。議案書8ページをお開きください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>今回、特別支援教育就学奨励費の認定をお願いしますのは、市内小中学校の特別支援学級に通う児童生徒及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害に該当する児童生徒で、辞退者23人を除く83人です。</p> <p>この特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に通う児童生徒の保護者の負担を軽減するため、国と市がその経費の一部を補助するものです。</p> <p>認定基準は、世帯の所得を需要額で割った数値が2.5倍未満のものが対象です。ちなみに生活保護の基準は1.5倍未満です。認定につきましては、特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づいておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては担当者から説明させますので、よろしく申し上げます。</p>
学校教育課副主任	<p>まず、資料について説明をさせていただきます。別冊となっております資料をご覧ください。</p> <p>1・2ページが対象者名簿、3ページ・4ページが学校別・学年別の認定区分・内訳、5ページから7ページが付属資料となっ</p>

	<p>ております。ここで一つ資料の訂正をお願い致します。</p> <p>(資料訂正)</p> <p>それでは、内容説明申し上げます。</p> <p>(内容説明)</p> <p>以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員長	<p>他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第45号「平成27年度特別支援教育就学奨励費について」は原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第46号「平成27年度就学援助について」を議題といたします。</p>
学校教育課長	<p>ただ今議題となりました御教議第46号について内容説明を致します。初めに議案の朗読を致します。議案書9ページをご覧ください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>今回、認定のご審議をお願いするのは、平成27年度就学援助の申し出がありました8人で、いずれも新規の申し出であります。</p> <p>具体的な内容につきましては、後ほど担当者から説明させますが、認定理由は、準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者4人、保護者の職業が不安定の世帯の者2人、保護者の生活状態が悪い世帯の者2人となっております。</p> <p>提案にあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。</p>
学校教育課 課長補佐	<p>それでは内容につきまして、ご説明申し上げます。今回の申請は小学生7人、中学生1人の計8人でございます。関係資料、1ページが申請者一覧表、3ページから25ページまでが申出書と所得関係等関係資料、27ページが生活保護費等計算書、28ページが認定基準を超えた場合の判断基準となっております。</p> <p>それでは、説明申し上げます。</p> <p>(内容説明)</p> <p>以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申</p>

	上げます。
教育委員長	ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員長	質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第46号「平成27年度就学援助について」は原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	それでは秘密会を解き会議を続行します。 他に何かございますか。
教育委員長	他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会7月定例会を閉会といたします。 <div style="text-align: right;"><u>午後14時10分閉会</u></div>
会議録署名人	上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。 <div style="text-align: right;">4番委員 _____</div> <div style="text-align: right;">5番委員 _____</div>